

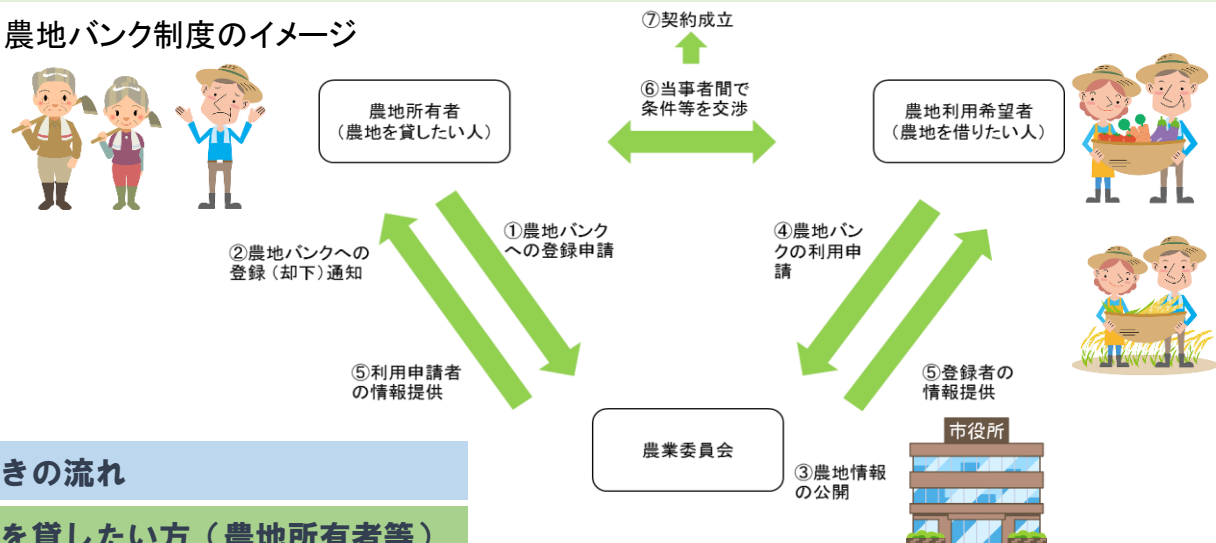
志摩市農地バンク制度

農地バンク制度について

農地所有者等が耕作または管理できなくなった農地又は今後そのようになるとと思われる農地について、利用希望者へ農業委員会が窓口となって広く紹介する制度です。

農業委員会は、登録された農地情報をホームページ等で広く公開し、新たに農業を始めようとする方や経営の規模拡大をしたいなどで農地を探している人へ紹介します。

農地バンク制度のイメージ



手続きの流れ

農地を貸したい方（農地所有者等）

1 農地バンク登録申請

耕作または管理できなくなった農地又は今後そのようになるとと思われる農地について、農地バンクへの登録を希望される農地所有者等は、「農地バンク登録申請書」(市ホームページ・農業委員会事務局(農林課内)などで配布)へ必要事項を記入の上、下記の添付書類を添付し、農業委員会事務局(農林課内)へ提出してください。

○添付書類

- ・同意書（共有名義で代表の方が申請の場合は、他の共有者の同意）
（相続人の代表の方が申請の場合は、他の相続人の同意）

ただし、下記に該当する場合は、登録出来ません。

- ・農地が荒廃し、復元して営農することが困難なとき。（山林・原野化した農地など）
- ・所有者等が農地の情報開示を拒否したとき。
- ・農地バンクへの農地の登録が転用目的であると認められるとき。
- ・申請が農地の所有者等真正な権利者以外のものから行われたとき。
- ・申請の対象農地に所有権以外の権利が設定されており、貸借が困難であるとき。
（抵当権、賃借権が設定されているなど）
- ・申請の対象農地にその土地を利用する権限を有する第三者又は他の共有者がいる場合は、その者の同意がないとき。
- ・申請者が、申請に係る土地を所有者の相続人として管理する者の場合は、他の相続人からの同意がないとき。
- ・農地の隣接地との境界が不明なとき。

2 農地バンクへの登録可否

現地確認等により、登録要件に該当するかの確認を行い結果について、通知します。

なお、農地バンクへの登録期間は、農地バンクに登録された日の翌月から5年間となります。
(更新可能)

農地情報の公開

登録申請により登録された農地所有者氏名などの個人情報を除いた農地の情報を、市ホームページ・農業委員会事務局(農林課内)窓口で公開します。

ただし、位置図については、窓口のみの公開となります。

農地を借りたい方（利用希望者）

1 農地バンク利用申請

農地バンクの利用を希望される方は、「農地バンク利用申請書」（市ホームページ・農業委員会事務局（農林課内）などで配布）へ必要事項を記入の上、下記の添付書類を添付し、農業委員会事務局（農林課内）へ提出してください。

○添付書類

・利用希望者が法人の場合、定款及び法人の登記事項証明書（写し可）

登録者・利用希望者への情報提供

登録者へ利用希望者の個人情報及び希望作付品目等を、通知します。
利用希望者へ登録者の個人情報等を、通知します。

当事者間で条件等を交渉

登録者と利用希望者の当事者間で連絡をとっていただき、貸借の条件等について直接交渉を行ってください。

契約成立

農地の貸借の交渉成立後に、当事者間との合意とは別に農地中間管理事業の推進に関する法律又は農地法等に規定する手続きが必要となりますので、手続きを行ってください。

その他の手続きについて

登録事項の変更

登録事項に変更がある場合は、「農地バンク登録変更届出書」（市ホームページ・農業委員会事務局（農林課内）などで配布）へ必要事項を記入し農業委員会事務局（農林課内）へ提出してください。

登録の抹消

農地バンクへの登録を削除されたい場合は、「農地バンク登録抹消届出書」（市ホームページ・農業委員会事務局（農林課内）などで配布）へ必要事項を記入し農業委員会事務局（農林課内）へ提出してください。
ただし、下記に該当した場合は、登録を抹消します。

- ・当該農地に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- ・当該農地に係る貸借その他の権利の設定があったとき。
- ・登録期間を経過したとき。

登録の抹消をした時には、通知します。

注意事項

- ・各申請書・届出書への押印について、署名（本人による自署）であれば押印は不要ですが、記名の場合は、押印をお願いします。なお、法人の場合は、署名・記名に関わらず押印をお願いします。
- ・農地バンクで紹介等を行うのは「農地の貸し借り」のみです。「農地の売買」は対象外です。
- ・農地バンクへの登録、利用申請が、農地の貸借を保証するものではありません。
- ・農業委員会は、登録者及び利用希望者との農地に関する交渉並びに貸借の契約の媒介並びに代理をする行為には、一切関与しません。
- ・農地に関する交渉並びに貸借の契約の媒介並びに代理をする行為に関する一切の疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとし農業委員会はこれらに一切関与しません。
- ・農地バンクに登録された農地に関する貸借の契約が成立するまでの間、当該農地の草刈り等の維持管理は、所有者で行っていただきます。
- ・登録された農地について、利用を検討される際には、現地確認を行ってください。
- ・利用希望農地へ行くのに公道等がなく第三者の土地を利用しないと行けない場合は、土地所有者に事前に承諾を得てください。



問い合わせ先
志摩市農業委員会事務局

電話 0599-44-0288

FAX 0599-44-5263

